

成田市契約に係る暴力団対策措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供、賃貸借その他の契約(以下「本市契約」という。)の適正な履行の確保に資するため、本市契約から暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の介入を排除する措置について、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(管轄警察署への照会)

第2条 市長は、千葉県警察以外の機関等から成田市入札参加者資格者名簿に登録された者(以下「有資格業者」という。)、又は本市契約を締結し、若しくは締結しようとするものが別表に掲げる措置要件(以下「措置要件」という。)に該当する旨の情報提供があったときは、「暴力団排除措置等を講ずるための連携に関する協定書(平成24年8月23日締結)」に基づき、本市を管轄する警察署(以下「管轄警察署」という。)に対して照会するものとする。

(入札参加除外)

第3条 市長は、前条の照会により、有資格業者が措置要件のいずれかに該当する者(以下「措置要件該当者」という。)と認めるときは、成田市契約に係る暴力団対策措置審査会(以下「審査会」という。)の議を経て、当該有資格業者に対し、別表に定める期間、本市契約から排除する措置(以下「入札参加除外」という。)を行うものとする。

2 前項の規定は、入札参加除外を受けた有資格業者(以下「入札参加除外者」という。)を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合(以下「官公需適格組合」という。)についても適用する。

3 市長が入札参加除外を行ったときは、本市契約のために一般競争入札を行うに際し、当該入札参加除外者の入札参加資格を認めてはならない。

4 市長が入札参加除外を行ったときは、本市契約のために指名を行うに際し、当該入札参加除外者を指名してはならない。

5 市長は、入札参加除外者が、別表に定められた期間を経過し、かつ、改善されたと認められたときは、当該入札参加除外者に係る入札参加除外を解除するものとする。

(入札参加除外の通知)

第4条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により入札参加除外を行ったときは、入札参加資格除外通知書(別記第1号様式)により当該入札参加除外者に通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、省略することができる。

2 市長は、前条第5項の規定により入札参加除外の解除を行ったときは、入札参加資格除外措置解除通知書(別記第2号様式)により当該入札参加除外者に通知するものとする。

(入札からの排除)

第5条 市長は、一般競争入札を行うに際し、入札参加資格を有するとされた有資格業者、又は指名競争入札を行うに際し、入札の指名の通知を受けている有資格業者が、契約締結までの間に、措置要件該当者であると認められたときは、その者の入札参加資格の取消し若しくは入札の指名の取消し、又は落札決定の取消しを行うものとする。

2 前項の規定は、入札参加除外者を構成員に含む共同企業体又は官公需適格組合についても適用する。

3 市長は、前2項の規定による措置を行ったときは、当該措置に係る相手方に対し、入札からの排除措置通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは省略することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、次の各号に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

(1)入札参加除外者

(2)有資格業者以外の措置要件該当者

(3)前2号に該当する者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合

(下請契約等の禁止)

第7条 市長は、前条各号に掲げる者が本市契約の全部又は一部を下請(二次下請等も含む。)し、又は受託することを承諾しないものとする。

(入札参加除外の効果)

第8条 入札参加除外は、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領の定めにより措置される指名停止と同一の効果をも有する。

(各所属長への通知)

第9条 契約検査課長は、第3条第1項又は第2項の規定により入札参加除外を行い、若しくは同条第5項の規定により入札参加除外を解除したときは、各所属長に通知するものとする。又有資格業者以外の者が、措置要件該当者に認められたとき、若しくは有資格業者以外の措置要件該当者が、措置要件に該当しなくなったと認められたときは、各所属長に通知するものとする。

(工事若しくは業務の妨害又は不当要求の際の措置)

第10条 市長は、本市契約の受注業者又は下請業者が、暴力団による工事若しくは業務の妨害又は不当要求を受けた際は、市長への報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導するものとする。また、当該業者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、本市契約の受注業者の下請業者が、暴力団による工事又は業務の妨害若しくは不当要求を受けた際は、当該下請業者に対し受注業者へ速やかに報告を行うよう、受注業者に指導を求めるとする。

(契約の解除)

第11条 市長は、受注者(受注者が共同企業体又は官公需適格組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が次の各号に該当するときは、契約を解除し、第3条の規定に基づく入札参加除外を行うことができる。

- (1) 措置要件該当者であると認められるとき。
- (2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に関し、その相手方が措置要件該当者であることを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 前号に該当する場合のほか、本市から措置要件該当者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(外郭団体等への協力要請)

第12条 市長は、第3条の規定により入札参加除外を行ったとき、又は有資格業者以外の者が措置要件該当者であると認められたときは、本市の外郭団体(本市が出資又は継続的に人的・財政的支援を行っている法人その他の団体をいう。)及び指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により本市の指定を受けたものをいう。)に対して同様の措置を行うよう要請するものとする。

(関係機関への協力要請)

第13条 市長は、この要綱に基づく措置を実効性のあるものとするため、管轄警察署

その他関係機関への積極的な協力を要請するものとする。

(審査会の設置)

第14条 市は、管轄警察署から提供された情報等をもとに、第3条に規定する入札参加除外に関する事項その他本市契約に係る暴力団の介入の排除に関し必要な事項について審議を行うため、審査会を置く。

2 審議に際しては、管轄警察署との密接な連携を図るものとする。

(審査会の組織等)

第15条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長とし、委員は成田市工事等指名業者選定審査会の委員にある者をもって充てる。

3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、契約主管部長の職にある者が、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要と認めるときは、随時招集するものとする。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、契約検査課において処理する。

(補則)

第18条 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局或いは他の行政庁と協議し、その都度定めるものとする。

附 則

(施行期間)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(成田市建設工事等暴力団対策措置要綱の廃止)

2 成田市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成11年11月30日施行)は廃止する。

(経過措置)

3 第11条の規定については、この要綱の施行の日以降に締結する本市契約について適用し、同日前に締結する本市契約については、なお従前の例による。

別表

措置要件	期間
<p>1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団又は暴力団員であるとき</p>	<p>当該認定をした日から12ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき</p>	<p>当該認定をした日から6ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>3 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき</p>	<p>当該認定をした日から6ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>4 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき</p>	<p>当該認定をした日から6ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>5 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は1から4に該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき</p>	<p>当該認定をした日から6ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>

別記
第1号様式

住 所
商号又は名称
代表者氏名

様

成 契 第 号
平 成 年 月 日

成田市長

入札参加資格除外通知書

このたび、貴 が下記1の措置事由に該当していると認められるため、入札参加除外を行うこととしたので通知する。

記

1. 入札参加除外の事由

成田市契約に係る暴力団対策措置要綱

別表第1の「(該当する措置要件を記載する)」に該当すると認められるため。

2. 入札参加除外の期間

年 月 日から ヶ月を経過し、改善されたと認められたときまで

3. 入札参加除外の効果

2の期間、成田市の発注する指名競争入札、一般競争入札に参加できないほか、本市契約について随意契約を締結し、又は本市契約を締結した事業者と下請契約を締結することができない。

別記
第2号様式

成契第 号
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

成田市長

入札参加資格除外措置解除通知書

年 月 日付 成契第 号をもって、貴 に対して入札参加除外を行った旨を通知したところであるが、当該入札参加除外の事由となった事実の改善が認められたため、年 月 日をもって入札参加除外を解除したので通知する。

別記
第3号様式

成 契 第 号
平 成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

成田市長

入札からの排除措置通知書

このたび、貴 が下記1の入札からの排除事由に該当していると認められるため、通知する。

記

1. 入札からの排除措置事由

成田市契約に係る暴力団対策措置要綱

別表第1の「(該当する措置要件を記載する)」

2. 入札からの排除措置

(件名) ○○部○○課発注の (件名) の入札について

(入札参加資格の取消し・入札の指名の取消し・落札決定の取消し) とする。

※ なお、入札からの排除措置事由は、成田市契約に係る暴力団対策措置要綱第3条に規定する入札参加除外の対象となるため、別途通知により一定期間において、市が発注する指名競争入札、一般競争入札に参加することができないほか、随意契約を締結し、又は本市と契約を締結した事業者と下請契約を締結することができない。